

第二號 提案  
**夏期手当及休暇獲得闘争に關する件**

提案 大阪電氣従業員組合

主 文

炎天酷暑の工場に於ける労働者の衛生保健の上より夏期手当及休暇を獲得せんとするものである。

理 由

略

實行方法

- 一、凡ゆる闘争の中に必ず要求すること
- 二、其の他執行委員会一任

第二號 提案  
**兵役應召者休職制獲得闘争に關する件**

提案 大阪電氣従業員組合

主 文

國民の三大義務の一つとして履行せられる兵役應召者の爲に休職制を獲得せんとするものである。

理 由

兵役に服従せられる爲に辭職を餘儀なくさせられ、除隊後に於て失業と勞働條件低下を以つて報ひられることは我等の忍び得ざるところである。斯くの如き事實は一人電氣局従業員に限らず、般青年労働者、頭上に降りかゝりつゝある問題である。依つて我等は國家の義務に服従せる兵役應召者に対しては、其の除隊後失業と勞働條件低下の憂ひなきよう、別途の優遇を要求すべきが當然である。信じて兵役應召期間を休職にすべき制度を獲得せんとするものである。

實行方法

- 一、凡ゆる闘争のメローガンとして要求すること
- 二、大阪憲兵隊及師團長に陳情すること
- 三、陸海軍大臣に陳情すること
- 四、同盟本部並に社大黨と協力して運動を起すこと
- 五、其の他具體的方法は執行部一任